

大阪市告示第259号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年3月3日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年3月10日（月）	
	令和7年3月17日（月）	
	令和7年3月24日（月）	
	令和7年3月31日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年3月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前9時から 午後9時まで
	令和7年3月4日（火）から 同月9日（日）まで	
	令和7年3月11日（火）から 同月16日（日）まで	
	令和7年3月18日（火）から 同月23日（日）まで	
	令和7年3月25日（火）から 同月30日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）